

訓令甲第29号

警視庁手話技能検定規程を次のように定める。

平成6年9月5日

警視總監 吉野 準

### 警視庁手話技能検定規程

〔沿革〕平成9年2月訓令甲第2号(い)改正

(目的)

第1条 この規程は、警視庁職員の手話技能検定(以下「検定」という。)の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 警視庁本部に、警視庁手話技能検定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、合格者の決定その他検定の実施に必要な事項について審査を行うことを任務とする。
- 3 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長には警務部長を、委員には人事第一課長、人事第二課長及び教養課長を充てるものとする。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員会は、必要により、手話技能について専門的知識を有する団体又は個人に対して検定に関する事務の一部を委任することができる。
- 6 委員会の事務局は、教養課に置く。

(検定の基準)

第3条 検定は、級位制により行うものとし、級位の基準は、別表の「手話技能検定級位基準」のとおりとする。

( 検定の実施 )

第 4 条 検定は、手話の読み取り及び手話表現の実施により行うものとする。

( 合格者の決定 )

第 5 条 合格者の決定は、手話を読み取る能力及び手話による表現能力を総合的に判断して行うものとし、合格者には、別記様式第 1 の合格証書を交付する。

( 合格の特例 )

第 6 条 厚生労働大臣公認の手話通訳士試験に合格した者は、この規程に基づく手話技能検定の 1 級合格者とみなす。

( 手話標章の交付及び着装 )

第 7 条 検定の結果 2 級以上の級位を認められた者及び前条に該当する者に、別記様式第 2 の「手話標章」を交付する。

2 前項の手話標章は、所属長の判断により着装することができる。

( 細部事項 )

第 8 条 この規程を実施するために必要な細部事項は、警務部長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成 6 年 9 月 5 日から施行する。

別表（第3条関係）

手話技能検定級位基準

級 位	技 能
3 級	<ol style="list-style-type: none"><li>1 指文字が理解できる。</li><li>2 あいさつ、自己紹介、家族関係等簡単な日常会話を行うことができる。</li><li>3 警察業務において、簡単な用件の確認、地理案内等を行うことができる。</li></ol>
2 級	<ol style="list-style-type: none"><li>1 日常生活に必要な会話を行うことができる。</li><li>2 警察業務において、巡回連絡、拾得物の取扱い、被害届の受理等を行うことができる。</li></ol>
1 級	<ol style="list-style-type: none"><li>1 自分の考えや意見を論理的に表現することができる。</li><li>2 簡単な手話通訳ができる。</li><li>3 警察業務において、事情聴取等を行うことができる。</li></ol>

手 話 技 能 検 定 合 格 証 書

氏名

手 話 技 能 検 定 級

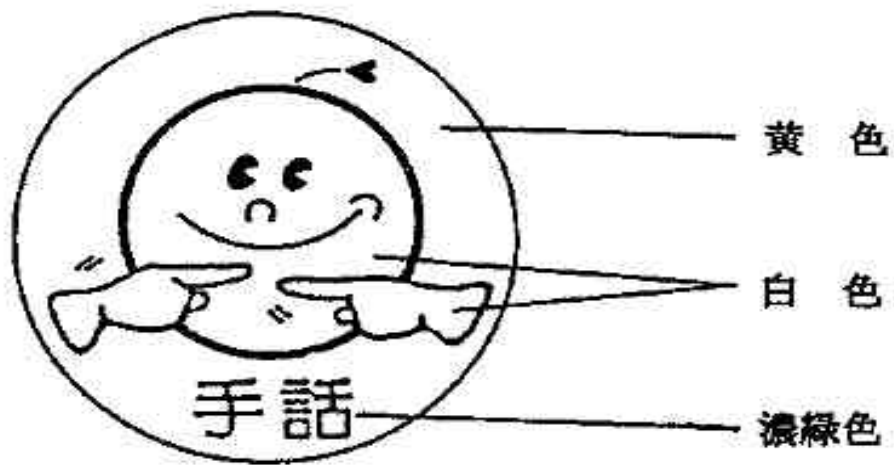
に合格したことを証する

年 月 日

警視總監 氏名

印

別記様式第2(第7条関係)



直径27ミリメートル